

小兒科
急性呼吸器感染症
患者定点マニュアル

2025年12月

東京都健康安全研究センター
健康危機管理情報課
(東京都感染症情報センター)

小児科定点医療機関の報告手順

1 小児科定点疾患の報告

貴医療機関で診断した以下の報告対象疾患の患者数を、年齢別・男女別に集計してください。報告基準は3ページから16ページを参照してください。

No.	疾患名	報告基準
1	R S ウィルス感染症	3 ページ
2	咽頭結膜熱	4 ページ
3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	5 ページ
4	感染性胃腸炎	6 ページ
5	水痘	7 ページ
6	手足口病	8 ページ
7	伝染性紅斑	9 ページ
8	突発性発しん	10 ページ
9	ヘルパンギーナ	11 ページ
10	流行性耳下腺炎	12 ページ
11	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	13 ページ
12	新型コロナウィルス感染症 (病原体がベータコロナウィルス属のコロナウィルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。)	14 ページ
13	急性呼吸器感染症	15 ページ
14	不明発しん症 (都単独)	16 ページ
15	M C L S (川崎病) (都単独)	16 ページ

報告単位

月曜日から日曜日までの1週間を単位とします。

報告時期及び方法

当該週の最終日の診療が終了しましたら、以下のいずれかの方法で管轄保健所へ報告してください。

(1) 感染症サーベイランスシステムへの直接入力

※感染症法改正により、令和5年4月1日から感染症発生届等については、感染症サーベイランスシステム上の報告が努力義務化されています。

(2) (1) の方法により報告できない場合、管轄保健所へのFAXによる報告
17ページの報告用紙に記入してください。記入例を18、19ページに示して
あります。

※報告の具体的な方法は、管轄保健所の示す方法により行ってください。

留意事項

「未報告」と区別するため、当該患者がいない週も、必ず報告してください。

情報の集計及び還元

定点医療機関からのデータは、保健所を通じて、都及び国に報告されます。
集計結果は東京都感染症情報センターおよび国立健康危機管理研究機構の下記
のホームページで公表され、定点医療機関にも還元されます。

- 東京都感染症情報センター <https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>
- 国立健康危機管理研究機構 <https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/index.html>

報告基準

※厚生労働省通知に基づく届出基準
(14及び15は都単独)

1 RSウイルス感染症

(1) 定義

RSウイルス (respiratory syncytial virus) による急性呼吸器感染症である。乳児期の発症が多く、特徴的な病像は細気管支炎、肺炎である。

(2) 臨床的特徴

2日～1週間（通常4～5日）の潜伏期間の後に、初感染の乳幼児では上気道症状（鼻汁、咳など）から始まり、その後下気道症状が出現する。38～39°Cの発熱が出現することがある。25～40%の乳幼児に気管支炎や肺炎の兆候がみられる。

1歳未満、特に6か月未満の乳児、心肺に基礎疾患有する小児、早産児が感染すると、呼吸困難などの重篤な呼吸器疾患を引き起こし、入院、呼吸管理が必要となる。乳児では、細気管支炎による喘鳴（呼気性喘鳴）が特徴的である。

その後、多呼吸、陥没呼吸などの症状あるいは肺炎を認める。新生児期あるいは生後2～3か月未満の乳児では、無呼吸発作の症状を呈することがある。再感染の幼児の場合には、細気管支炎や肺炎などは減り、上気道炎が増える。中耳炎を合併することもある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からRSウイルス感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、RSウイルス感染症患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、RSウイルス感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、RSウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(4) 届出に必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液、 咽頭拭い液
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	
中和反応又は補体結合反応による抗体の検出（補体結合反応にて、急性期と2～3週間以後の回復期に抗体陽転又は抗体価の有意の上昇を認めれば確定）	血清

2 咽頭結膜熱

(1) 定義

発熱・咽頭炎及び結膜炎を主症状とする急性のウイルス感染症である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は5～7日、症状は発熱、咽頭炎（咽頭発赤、咽頭痛）、結膜炎が三主症状である。アデノウイルス3型が主であるが、他に4、7、11型なども本症を起こす。発生は年間を通じてみられるが、さまざまな規模の流行的発生をみる。特に夏季に流行をみることがある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から咽頭結膜熱が疑われ、かつ、(4)により、咽頭結膜熱患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、咽頭結膜熱が疑われ、かつ、(4)により、咽頭結膜熱により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（3つすべてを満たすもの）

ア 発熱
イ 咽頭発赤
ウ 結膜充血

3 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎

(1) 定義

A群レンサ球菌による上気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

乳幼児では咽頭炎、年長児や成人では扁桃炎が現れ、発赤毒素に免疫のない人は猩紅熱といわれる全身症状を呈する。気管支炎を起こすことも多い。発疹を伴うこともあり、リウマチ熱や急性糸球体腎炎などの二次疾患を起こすこともある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からA群溶血性レンサ球菌咽頭炎が疑われ、かつ、(4) を満たすか、(4) の3つすべてを満たさなくても(5) を満たし、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎が疑われ、かつ、(4) を満たすか、(4) の3つすべてを満たさなくても(5) を満たし、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（3つすべてを満たすもの）

ア 発熱

イ 咽頭発赤

ウ 莓舌

(5) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
菌の培養・同定による病原体の検出	咽頭拭い液
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	
A SO法又はASK法による抗体の検出（ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

4 感染性胃腸炎

(1) 定義

細菌又はウイルスなどの感染性病原体による嘔吐、下痢を主症状とする感染症である。原因はウイルス感染（ロタウイルス、ノロウイルスなど）が多く、毎年秋から冬にかけて流行する。また、エンテロウイルス、アデノウイルスによるものや細菌性のものもみられる。

(2) 臨床的特徴

乳幼児に好発し、1歳以下の乳児は症状の進行が早い。

主症状は嘔吐と下痢であり、種々の程度の脱水、電解質喪失症状、全身症状が加わる。嘔吐又は下痢のみの場合や、嘔吐の後に下痢がみられる場合と様々で、症状の程度にも個人差がある。37～38°Cの発熱がみられることがある。年長児では吐き気や腹痛がしばしばみられる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から感染性胃腸炎が疑われ、かつ、(4)により、感染性胃腸炎患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、感染性胃腸炎が疑われ、かつ、(4)により、感染性胃腸炎により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状及び要件（2つすべてを満たすもの）

ア 急に発症する腹痛（新生児や乳児では不明）、嘔吐、下痢

イ 他の届出疾患によるものを除く

5 水痘

(1) 定義

水痘・帯状疱疹ウイルスの初感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

冬から春の感染症であるが、年間を通じて患者の発生をみる。飛沫、飛沫核、接触感染で感染し、潜伏期は2～3週間である。乳幼児や学童いずれの年齢でも罹患する。母子免疫は麻しんほど強力ではなく、新生児も罹患することがある。症状は発熱と発疹である。それぞれの発疹は紅斑、紅色丘疹、水疱形成、痂皮化を順次約3日で経過するが、同一段階の皮疹が同時に全身に出現するのではなく、新旧種々の段階の発疹が同時に混在する。

発疹は体幹に多発し、四肢に少ない。発疹は頭皮及び口腔などの粘膜にも出現する。健康児の罹患は軽症で予後は良好であるが、免疫不全状態の小児の罹患は重症で、致死的経過をとることもある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から水痘が疑われ、かつ、(4)により、水痘患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、水痘が疑われ、かつ、(4)により、水痘により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（2つすべてを満たすもの）

ア 全身性の漿液性丘疹や水疱の突然の出現

イ 新旧種々の段階の発疹（丘疹、水疱、痂皮）が同時に混在すること

6 手足口病

(1) 定義

主として乳幼児にみられる手、足、下肢、口腔内、口唇に小水疱が生ずる伝染性のウイルス性感染症である。コクサッキーA16型、エンテロウイルス71型のほか、コクサッキーA10型その他によっても起こることが知られている。

(2) 臨床的特徴

典型的なものでは、軽い発熱、食欲不振、のどの痛み等で始まり、発熱から2日ぐらい過ぎた頃から、手掌、足底にやや紅暈を伴う小水疱が多発し、舌や口腔粘膜に浅いびらんアフタを生じる。水疱はやや楕円形を呈し、臀部、膝部などに紅色の小丘疹が散在することもある。皮疹は1週間から10日で自然消退する。ごくまれに髄膜炎や脳炎などが生じることがあるので、発熱や嘔吐、頭痛などがある場合は注意を要する。エンテロウイルス71型による手足口病の場合にその頻度が高い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から手足口病が疑われ、かつ、(4)により、手足口病患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、手足口病が疑われ、かつ、(4)により、手足口病により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（2つすべてを満たすもの）

ア 手のひら、足底又は足背、口腔粘膜に出現する2～5mm程度の水疱

イ 水疱は痂皮を形成せずに治癒

7 伝染性紅斑

(1) 定義

B19ウイルスの感染による紅斑を主症状とする発疹性疾患である。

(2) 臨床的特徴

幼少児（2～12歳）に多いが、乳児、成人が罹患することもある。潜伏期は4～15日。顔面、特に頬部に境界明瞭な平手で頬を打ったような紅斑が突然出現する。つづいて四肢に対側性にレース様の紅斑が出現する。消退後さらに日光照射、外傷などによって再度出現することがある。発疹の他に発熱、関節痛、咽頭痛、鼻症状、胃腸症状、粘膜疹、リンパ節腫脹、関節炎を合併することがある。予後は通常、良好である。但し、溶血性貧血の患者では、汎血球減少を起こすことがある。妊婦の場合には、胎児水腫又は流産を起こすことがある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から伝染性紅斑が疑われ、かつ、(4)により、伝染性紅斑患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、伝染性紅斑が疑われ、かつ、(4)により、伝染性紅斑により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（2つすべてを満たすもの）

ア 左右の頬部の紅斑の出現

イ 四肢のレース様の紅斑の出現

8 突発性発しん

(1) 定義

乳幼児がヒトヘルペスウイルス6、7型の感染による突然の高熱と解熱前後の発疹を来す疾患である。

(2) 臨床的特徴

乳幼児期、特に6～18か月の間に罹患することが多い。5歳以上はまれである。

突然、高熱で発症、不機嫌で大泉門の膨隆を見ることがある。咽頭部の発赤、特に口蓋垂の両側に強い斑状発赤を認めることがある。軟便若しくは下痢を伴うものが多く、発熱は3～4日持続した後に解熱する。

解熱に前後して小さな紅斑や紅色丘疹が出現し、散在性、時に斑状融合性に分布する。発疹は体幹から始まり上肢、頸部の順に広がるが、顔面、下肢には少ない。発疹は1～2日で消失する。脳炎を合併することがある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から突発性発しんが疑われ、かつ、(4)により、突発性発しん患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

届出の対象は、上記の臨床的特徴に合致するものであるため、届出の対象は5歳未満のみとする。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、突発性発しんが疑われ、かつ、(4)により、突発性発しんにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（2つすべてを満たすもの）

ア 突然に発熱し、2～4日間持続

イ 解熱に前後して体幹部、四肢、顔面の発疹が出現

9 ヘルパンギーナ

(1) 定義

主にコクサッキーウイルスA群による口峠部に特有の小水疱と発熱を主症状とする夏かぜの一種である。多くは、コクサッキーウイルスA群2～8、10、12型、まれにその他のエンテロウイルスも病原として分離されることがある。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は2～4日、初夏から秋にかけて、乳幼児に多い。突然の38～40°Cの発熱が1～3日間続き、全身倦怠感、食欲不振、咽頭痛、嘔吐、四肢痛などがある場合もある。咽頭所見は、軽度に発赤し、口蓋から口蓋帆にかけて1～5mmの小水疱、これから生じた小潰瘍、その周辺に発赤を伴ったものが数個認められる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からヘルパンギーナが疑われ、かつ、(4)により、ヘルパンギーナ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、ヘルパンギーナが疑われ、かつ、(4)により、ヘルパンギーナにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（2つすべてを満たすもの）

- | |
|-------------------|
| ア 突然の高熱での発症 |
| イ 口蓋垂付近の水疱疹や潰瘍や発赤 |

10 流行性耳下腺炎

(1) 定義

ムンプスウイルス感染により耳下腺が腫脹する感染症である。

(2) 臨床的特徴

上気道を介して飛沫感染し潜伏期は2～3週間で、両側又は片側の耳下腺が腫脹し、ものを噛むときに頸に痛みを訴えることが多い。このとき数日の発熱を伴うものが多い。耳下腺腫脹は有痛性で、境界不鮮明な柔らかい腫脹が耳朶を中心として起こる。他の唾液腺の腫脹をみることもある。耳下腺開口部の発赤が認められるが、膿汁の排泄はない。合併症としては、髄膜炎、脳炎、肺炎、難聴などがあり、その他成人男性には睾丸炎、成人女子には卵巢炎がみられることがある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から流行性耳下腺炎が疑われ、かつ、(4)により、流行性耳下腺炎患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、流行性耳下腺炎が疑われ、かつ、(4)により、流行性耳下腺炎により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（2つすべてを満たすもの）

- | |
|------------------------------|
| ア 片側ないし両側の耳下腺の突然の腫脹と、2日以上の持続 |
| イ 他に耳下腺腫脹の原因がないこと |

1.1 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

（1）定義

インフルエンザウイルス（鳥インフルエンザの原因となるA型インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等感染症の原因となるインフルエンザウイルスを除く。）の感染による急性気道感染症である。

（2）臨床的特徴

上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあったものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。

（3）届出基準（急性呼吸器感染症定点（インフルエンザの報告の場合））

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、（4）のすべてを満たすか、（4）のすべてを満たさなくても（5）を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、（4）のすべてを満たすか、（4）のすべてを満たさなくても（5）を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

（4）届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

ア 突然の発症
イ 高熱
ウ 上気道炎症状
エ 全身倦怠感等の全身症状

（5）届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液、 咽頭拭い液

12 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

（1）定義

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下「COVID-19」という）による急性呼吸器症候群である。

（2）臨床的特徴

臨床的な特徴としては、潜伏期間は1～10日（通常2～4日）である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

（3）届出基準（急性呼吸器感染症定点（COVID-19の報告の場合））

ア 患者（確定例）

指定届出機関（急性呼吸器感染症定点（COVID-19の報告の場合）の管理者は、（2）の臨床的特徴を有する者について、以下の表に掲げる検査方法により、当該者をCOVID-19と診断した場合又は発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、COVID-19であることが確定したものと同居している者（飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者）であり、医師が総合的に判断した結果、COVID-19と臨床的に診断する場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関（急性呼吸器感染症定点（COVID-19の報告の場合）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、COVID-19が疑われ、COVID-19により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

（4）届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液
抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液
抗原定量検査による病原体の抗原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液

1.3 急性呼吸器感染症

(1) 定義

感染症法施行規則第1条で規定する「急性呼吸器感染症」とは、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、オウム病及びレジオネラ症並びにRSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ及びマイコプラズマ肺炎を除くものであるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」における急性呼吸器感染症は、「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和7年3月14日付け感発第0314第7号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）にあるとおり、(2) 臨床的特徴を呈する感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例である。

(3) 届出基準（急性呼吸器感染症定点（急性呼吸器感染症の報告の場合））

ア 患者（確定例）

指定届出機関（急性呼吸器感染症定点（急性呼吸器感染症の報告の場合））の管理者は、(2)の臨床的特徴を有する者について、医師が感染症を疑う外来症例と診断する場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

14 不明発しん症

感染性のものと思われるが明確な診断をつけ難い発しん症。除外診断による。

15 MCLS（川崎病）

- ・本症は、主として4歳以下の乳幼児に好発する原因不明の疾患。
- ・下記の主要症状のうち5つ以上の症状を伴うものを本症とする。ただし、4つの症状しか認められなくても、経過中に断層心エコー法もしくは、心血管造影法で、冠動脈瘤（いわゆる拡大を含む）が確認され、他の疾患が除外されれば本症とする。

【主要症状】

- (1) 発熱
- (2) 両側眼球結膜の充血
- (3) 口唇、口腔所見：口唇の紅潮、いちご舌、口腔咽頭粘膜のびまん性発赤
- (4) 発疹（BCG接種痕の発赤を含む）
- (5) 四肢末端の変化：（急性期）手足の硬性浮腫、掌蹠ないしは指趾先端の紅斑
（回復期）指先からの膜様落屑
- (6) 急性期における非化膿性頸部リンパ節腫脹

* 川崎病（MCLS、小児急性熱性皮膚粘膜リンパ節症候群）診断の手引き

（日本川崎病学会、特定非営利活動法人日本川崎病研究センター、厚生労働科学
研究 難治性血管炎に関する調査研究班）改訂6版2019年5月による

感染症発生動向調査（小児科定点）

週

調査期間

年月日(月)～月日(日)

医療機関名：

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ～14	15 ～19	20歳 以上	合計
R S ウイルス 感 染 症		男														
		女														
咽頭結膜熱		男														
		女														
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		男														
		女														
感染性胃腸炎		男														
		女														
水痘		男														
		女														
手足口病		男														
		女														
伝染性紅斑		男														
		女														
突発性発しん		男														
		女														
ヘルパンギーナ		男														
		女														
流行性耳下腺炎		男														
		女														
不明発しん症		男														
		女														
川崎病		男														
		女														

注)感染性胃腸炎については、原因の如何に問わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検査した場合に届出を行うこと。

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ～14	15 ～19	20 ～29
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	男														
	女														
		30 ～39	40 ～49	50 ～59	60 ～69	70 ～79	80歳 以上								

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ～14	15 ～19	20 ～29
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	男														
	女														
		30 ～39	40 ～49	50 ～59	60 ～69	70 ～79	80歳 以上								

年齢 疾患名		0歳	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上	合計
急性呼吸器感染症*		男												
		女												

*急性呼吸器感染症の症例定義

咳嗽(かいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患毎に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご報告をお願いいたします。また、急性呼吸器感染症の報告は、症例数を報告いただくサービスのため、初診・再診

定点医療機関からのコメント

調査期間 令和3年1月5日(月) ~ 1月11日(日)

医療機関名: △△クリニック

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ~14	15 ~19	20歳 以上	合計
R S ウイルス 感 染 症	男															
	女															
咽頭結膜熱	男															
	女															
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	男															
	女						1								1	
感染性胃腸炎	男		2		1								1		4	
	女			1		3		1							5	
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅斑	男															
	女															
突発性発しん	男				1		1									
	女														2	
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															
不明発しん症	男															
	女															
川崎病	男															
	女															

(注)感染性胃腸炎については、原因の如何に問わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検査した場合に届出を行うこと。

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ~14	15 ~19	20 ~29
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	男			1											
	女					2									
		30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上								
	男												1		
	女												2		

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ~14	15 ~19	20 ~29
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	男													1	
	女														
		30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上								
	男		4										5		
	女			1		2						3			

急性呼吸器感染症の報告は症例定義に該当するすべての患者数を報告いただくため、「急性呼吸器感染症」の合計値≥インフルエンザ等の各呼吸器系感染症の合計値となることがほとんどです。

年齢 疾患名		0歳	1~4	5~9	10 ~14	15 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計
急性呼吸器感染症*	男	3	5	3	8	2			4					25
	女		9	5	3	1	2			1		2		23

*急性呼吸器感染症の症例定義

咳嗽(かいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患毎に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご報告をお願いいたします。また、急性呼吸器感染症の報告は、症例数を報告いただくサーベイランスのため、初

定点医療機関からのコメント

- ・インフルエンザは全員A型
- ・新型コロナウイルス感染症について、40~40歳 男 4名のうち 1名は、死体を検査した結果によるもの。

調査期間 令和3年1月5日(月) ~ 1月11日(日)

医療機関名: △△クリニック

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ~14	15 ~19	20歳 以上	合計
R S ウイルス 感 染 症		男														
		女														
咽頭結膜熱		男														
		女														
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		男														
		女														
感染性胃腸炎		男														
		女														
水痘		男														
		女														
手足口病		男														
		女														
伝染性紅斑		男														
		女														
突発性発しん		男														
		女														
ヘルパンギーナ		男														
		女														
流行性耳下腺炎		男														
		女														
不明発しん症		男														
		女														
川崎病		男														
		女														

(注)感染性胃腸炎については、原因の如何に問わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検査した場合に届出を行うこと。

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ~14	15 ~19	20 ~29
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	男														
	女														
		30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上								

年齢 疾患名		0~5 カ月	6~11 カ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ~14	15 ~19	20 ~29
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	男														
	女														
		30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上								

年齢 疾患名		0歳	1~4	5~9	10 ~14	15 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計
急性呼吸器感染症*		男												
		女												

*急性呼吸器感染症の症例定義
咳嗽(かいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患毎に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご報告をお願いいたします。また、急性呼吸器感染症の報告は、症例数を報告いただくサーベイランスのため、初

定点医療機関からのコメント

全て0件